

H26年1月以降（2か年度の申請が並行して実施される期間）の 加盟登録システム事務処理について

（1）申請処理できる内容

平成25年度追加登録（ピンク色） 新規・復活・移籍（※後章（2）参照）

平成26年度継続登録（緑色） 新規・復活・移籍・変更

【注意1】申請したい年度を確認して作業してください。

25年度追加申請、26年度継続申請それぞれ作業するメニューが異なります。確認のうえ、適した年度のメニューで作業にあたっていただきます。また申請も、入力した年度のメニューから行います。追加申請と継続申請を同時に申請することはできません。

万が一、年度を誤って申請した場合、データ修正はシステム業者に依頼するため時間を要します。

【注意2】申請中は、次の申請処理をすることができません。

申請中の内容が日本連盟に承認されてから、次の申請処理をします（従来と同様）。

追加申請と継続申請も同時に申請することはできません。

【注意3】25年度追加申請が完了してない状態（日本連盟に承認されていない）で1月を迎えた場合、その追加申請が完了するまで、26年度継続申請を処理することはできません。

（これまで「12月中に申請を終えない場合、申請内容はリセットされる」とご案内していましたが、改修しリセットされないよう変更しました）

（2）25年度の申請可能な内容について

継続登録期間は、25年度追加申請の申請できる内容が制限されます。

・新規・復活・移籍は申請可能

ただし、移籍については、県内・県外問わず、すべて日本連盟でサポートします。

（26年度継続申請に対する移籍処理は、通常どおりの手順で処理可能です）

・変更は申請不可

12月中または26年度継続申請にて処理していただきます（後章（3）①変更について参照）

（3）各申請の処理方法について

①変更について

25年度追加申請での変更は**不可**、26年度継続申請にて処理して**下さい**。

26年度継続申請後の変更は、4月以降の26年度追加申請で処理していただきます（従来どおり）。

※25年度中に指導者の住所変更（スカウティング誌の送付先変更）が生じた場合

2月14日までに、必要事項を連絡（日連にEmailまたはFAX）。新住所へ発送します。

必要事項：所属団、対象者氏名、加盟員番号、新住所（郵便番号も）、担当の方の連絡先

依頼方法：Email（pr@scout.or.jp）または FAX（03-5805-2901）

加盟登録事務としては、住所変更を4月以降に追加申請していただきます。

※25年度中に非加盟員→加盟員を変更申請したい場合

日本連盟にてサポートします。

手順1 団は、必要事項を添えて日本連盟に依頼

必要事項：対象者の氏名、加盟員番号、団名、加盟員になる際の役務

依頼方法：Email（touroku@scout.or.jp）または FAX（03-5805-2901）

手順2 日本連盟（システム業者）にて、対象者のデータを変更し、団へ連絡

手順3 団から追加申請

②新規登録について

手順はこれまでと同様です。

申請したい年度のメニュー（前章（1）参照）で処理・申請していただきます。

③復活について

復活先で復活処理する場合（対象者の最終登録が自団・自地区・自県連盟内の場合）

・追加（ピンク）または継続（緑）メニューのいずれかの「復活」から処理していただきます。

日本連盟が復活サポートする場合（上記以外）

・復活サポートは、県連盟を通じ、必要事項を添えて依頼していただきます。

必要事項：対象者の氏名、加盟員番号、復活先団名、役務、

わかれば復活前の情報（所属していた団名や最終登録年度）

※復活対象者は、追加（ピンク）「新規・変更」、継続（緑）「継続・新規・変更」の両方に「復活対象」として表示されます。申請したい年度のメニュー（前章（1）参照）を開き、復活処理・申請をしていただきます。

※加盟員一覧の「状態」欄が「復活対象」のままでは申請に含まれません。「状態」欄を「復活」にして申請します。対象者の基本情報を開き、内容確認後「実行」ボタンをクリックすることで「復活」に変更されます。

④移籍について（移籍先から申請）

25年度追加での移籍

- ・県内・県外を問わずすべて、県連盟を通じ日本連盟へご依頼いただきます（前項（2）参照）。

26年度継続での移籍

- ・手順は、これまでと同様です。
- ・同一県内移籍は県連盟、他県連盟間移籍は日本連盟でサポートします。対象者のデータを移籍先に移しますので、移籍先は基本情報を確認し仮申請に進んでいただきます。移籍元での申請状況により、移籍先の手順が異なります（後章（7）例3）移籍 参照）。

※移籍は、移籍元と移籍先の合意が必要です。対象者が所属する先だけではなく、地区や県連盟の合意も必要ですので、移籍依頼書は、移籍元・移籍先の県連盟を通過することを前提とします

⑤非加盟員について

25年度追加申請

25年度非加盟員を新規登録する場合

- ・手順はこれまでと同様です。

25年度非加盟員を25年度中に加盟員として変更する場合

- ・日本連盟でサポートします（前項（3）①変更について参照）。

26年度継続申請

25年度非加盟員について26年度の申請をする場合

- ・基本情報の非加盟員チェック欄のチェックは残っていますが、区分がリセット（空欄）されています。26年度は改めて加盟員・非加盟員の別を、次のいずれかの処理で申請していただきます。

26年度加盟員として登録 ⇒ 非加盟員のチェックを外し、役務欄に役務を入力

26年度非加盟員として登録 ⇒ 非加盟員欄の区分を選択

26年度登録しない ⇒ 非継続欄にチェック

（非加盟員区分欄、非継続理由欄は入力不要）

非加盟員を新規登録する場合

- ・手順はこれまでと同様です。
- ・過去の加盟員番号の付与の有無により、処理手順が異なります。重複登録（過去に加盟登録番号付与あり）が警告されたため申請を差し戻すケースが多くありました。ご本人に確認のうえ処理にあたっていただくようお願いします

付与されていない ⇒ 「新規加盟登録」から処理（手順はこれまでと同様）

付与されている ⇒ 「復活」から処理

手順1 役務を入れたまま、非加盟員欄にチェックして「復活」

手順2 「継続・新規・変更」加盟員一覧の「変更」から基本情報を開き、共済区分を見直し、役務が空欄になっていることを確認して「実行」

手順1は保険区分（3種）が表示されますので、一旦その区分で入力いただきます。

手順2で共済区分（2種）の表示となりますので、区分を再度入力していただきます。

（保険から共済へ移行するため、今回継続期間のみの手順）

※共済についての詳細 → 別途案内を参照

(4) 継続申請にあたっての補足事項

①他団の役務を主従登録している場合

主・従登録の双方の団で、必ず対象者の26年度の活動内容を確認し、加盟登録内容を見直し申請してください。

②重複登録の警告が表示された場合

必ずご本人に、過去の加盟登録について確認してください。詳細不明の場合は、日本連盟で調査しますので、お問い合わせください。

③加盟登録料の表記が変わります

保険は共済へ変わります。掛金も変わるため、登録料の表記も変わります。25年度までは保険料を含んだ登録料額の表示でしたが、26年度からは別立て表示となります。

例)	25年度表記	26年度表記
指導者登録料	全期5,000円 半期2,900円	全期4,200円 半期2,100円
		共済800円 共済600円

④申請内容の取り消し等について

日本連盟承認後は、申請内容の取り消し等修正を行うことはできません。

日本連盟承認前であれば、県連盟を通じ連絡いただくことで申請を差し戻すことが可能です。戻した申請内容を修正して、再度仮申請からお手続きいただけます。

なお、この場合、修正対象者のデータを含む申請一式を戻すこととなります。申請のうちの一部だけを戻すことはできません。

⑤日本連盟 HP の加盟事務登録 Q&A のページもご参照ください

(システム内右上「Q&A」からも参照していただけます)

(5) 主な変更点

①加盟員申請一覧 (団・地区が仮申請の際に「出力」から表示する一覧。

地区・県連盟では、仮申請が団・地区から届いた際に加盟員申請内容の詳細から表示)

変更箇所が判別しやすくなりました

変更箇所は赤字表記されます。

上部表に今回の申請内容、下部表に従前の登録内容が、それぞれ表示されますので、比較することができます。ただし、状態欄・役務欄は赤字表示されませんので、上下表を比較していただけます。

なお、指導者訓練歴・スカウト進歩歴は、入力・更新＝内容確定となるため、上下表で同じ内容が表示されます。

②加盟登録料 内訳表

申請後も表示できるようになりました

申請後も、日本連盟に承認されるまでの間、表示できるようになりました。

③加盟登録申請確認（地区・県連盟のみ）

加盟登録申請確認の画面で、申請区分が判別できます

継続登録期間の仮申請は、25年度追加申請、26年度継続申請の2種類が到着しますが、継続または追加の表示で区別できます。

④所属管理レポート（地区・県連盟のみ）

年度内は当年度の情報が確認できます

継続登録期間は、2か年度の申請を並行して行いますが、レポートに表示されるのは、当年度（25年度）の加盟登録状況です。年度が切り替わり4月になると、26年度継続登録の状況が反映されます。

※その他につきましては、改修に沿って、随時マニュアルを更新します

（6）確認事項

①申請手順

手順1 入力した内容を仮申請
↓地区・県連盟で審査・承認

手順2 日本連盟への申請 ならびに 登録料送金

※県連盟承認後、日本連盟への申請手続きが必要です。お忘れないようにお願いします。

②日本連盟加盟登録料の確認

日本連盟に申請する際に、登録料の計算表が表示されます。申請の際には計算表を確認のうえ手続きをお進めください。また、必ずパソコンへの保存をお願いします。

（内訳表の表示期間については、前章（5）②参照）

③日本連盟加盟登録料および共済掛金の送金

日本連盟登録料専用口座に送金していただきます。

名義から申請者が判別できないケースは問い合わせが必要となり、処理に時間を要します。また、名義が長い場合、カットされ読み取れない場合もあります。個人のお名前や略称なども、申請者を判別できませんので、問い合わせの対象となります。

（詳細は、後方『日本連盟登録料（保険料・共済掛金）専用口座のご案内』参照）

④事務担当者

詳しい状況を正確にお知らせするために、できるだけ、メールアドレスまたは FAX 番号の登録をお願いします。または、日中に連絡の取れる電話番号の登録をお願いします。

⑤動作環境

Windows XP/Vista/7/8

（XP は使用していただけますが、2014.4.9 を以て Microsoft サポート終了します）

Internet Explorer 8～11

(7) 26年度継続申請の流れ

例1) 継続申請

「継続（緑）」で新規登録、変更、復活を処理し仮申請
地区・県連盟で承認
「継続（緑）」で日本連盟へ申請・送金
日本連盟で承認（申請完了）

例2) 25年度追加申請で新規登録（または復活）した加盟員

（新規登録の対象者は、25年度追加申請で申請を完了させ、その後に26年度継続申請
します）

※申請しないまま年度が替わると、26年度非継続となります

①団（または地区・県連盟）の26年度継続申請が済んでいない場合

「継続（緑）」で他の加盟員と一緒に継続を仮申請
地区・県連盟で承認
「継続（緑）」で日本連盟へ申請・送金
日本連盟で承認（申請完了）

②団（または地区・県連盟）の26年度継続申請が済んでいる場合

「継続（緑）」で対象者のみ継続を仮申請
地区・県連盟で承認
「継続（緑）」で日本連盟へ申請・送金
日本連盟で承認（申請完了）

例3) 移籍

①移籍元の26年度継続申請が済んでいない場合

県連盟または日本連盟が対象者データを移籍先に移す
移籍先「継続（緑）」にデータ表示
「継続（緑）」で、対象者の基本情報を確認し仮申請
地区・県連盟で承認
「継続（緑）」で日本連盟へ申請・送金
日本連盟で承認（申請完了）

②移籍元の26年度継続申請が済んでいる場合

県連盟または日本連盟が対象者データを移籍先に移す
移籍先「追加（ピンク）」にデータ表示

4月以降「追加（ピンク）」で、対象者の基本情報を確認し仮申請

地区・県連盟で承認
「追加（ピンク）」で日本連盟へ申請
日本連盟で承認（申請完了）

申請未済の加盟員がいる旨のメッセージは表示されませんので、申請漏れのないようご注意ください

日本連盟加盟登録料（保険料・共済掛金）専用口座のご案内

◇ お振込みいただく対象

日本連盟の加盟登録料および非加盟員（保険・共済加入者）の掛金

◇ 領収書について

領収書は、振り込み手続きの際に金融機関から発行された「振込金受取書」等を以て代えさせていただきます。お受け取りになった「振込金受取書」等は、大切に保管してください。

◇ 専用口座

① 三菱東京UFJ銀行

口座名義 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟
 ザイ) ボーイスカウトニッポンレンメイ
金融機関コード 0005
春日町支店 カスガチョウシテン (店番062)
普通預金 0446619

お振込みの際のお願い（注意事項）

振込名義は、必ず申請者の名称（団名、地区名、県連盟名）をご記入ください。

以下の例に沿って、送金いただきますよう何卒よろしくお願ひします。

※長い名称は後方がカットされるため、申請者を特定することができなくなります。

『ボーイスカウト』『第』『団』の省略や、申請者を特定できる部分を前方に含むように入力することで回避できます

「ボーイスカウト東京連盟 本郷第5団」→「ホンゴウ5 トウキョウ」

「東京連盟 三鷹地区」→「トウキョウ ミタカチク」

「東京連盟」→「トウキョウレンメイ」

※個人名義や略称などは、申請者を特定することができません

※数字はアラビア数字でご記入ください

「ホンゴウニヒャクジュウイチダン」→「ホンゴウ211」

※手続き時のご名義から申請者特定が困難と思われる場合は、最終頁記載の連絡先までお知らせください

ゆうちょ口座 1月に開設します。次頁をご覧ください

※1月からの振込にご利用ください。

12月中は三菱東京UFJ銀行をご利用いただけます。

② ゆうちょ銀行

※1月からご利用ください。12月中は三菱東京UFJ銀行をご利用いただきます

口座名義（2口座共通） 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟
ザイ）ボーイスカウトニッポンレンメイ

次に所属する団、地区ならびに県連盟専用

北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨木・栃木・群馬・埼玉・千葉・
神奈川・山梨・東京・新潟・富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡

ゆうちょから振り込む場合

記号番号 00140-4-550022

ゆうちょ以外から振り込む場合

金融機関コード 0099

店名 〇一九 ゼロイチキュウ（店番019）

当座預金 0550022

次に所属する団、地区ならびに県連盟専用

愛知・三重・滋賀・京都・兵庫・奈良・和歌山・大阪・鳥取・島根・岡山・広島・山口・
徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

ゆうちょから振り込む場合

記号番号 00140-5-513329

ゆうちょ以外から振り込む場合

金融機関コード 0099

店名 〇一九 ゼロイチキュウ（店番019）

当座預金 0513329

お振込みの際のお願い（注意事項）

ATM やインターネットから振り込む場合

- ・任意で入力できる場合は、①三菱東京UFJ銀行（P.1）と同様にお願いします
- ・ゆうちょ口座から送金される場合は、名義が振込名義として反映されます。口座名義の前方全角8文字で申請者が判別できない場合は、下記連絡先まで入金都度、申請者名称（団名、地区名、県連盟）等をお知らせください
- ・任意で入力できず申請者名称が確認できないと判断される場合も、下記連絡先までお知らせください

ゆうちょ窓口で現金で振り込む場合

- ・日本連盟で確認できるまでに、送金日から3日程度の日数を要します。
銀行と異なり、送金→直ちに承認処理とはなりませんので、余裕をもってお手続きください
- ・払込取扱票のご依頼人おなまえ欄には、申請者名称（団名、地区名、県連盟名）をご記入
ください

この件に関する問い合わせ先：管理部総務課 登録・保険担当

Email：touroku@scout.or.jp Fax：03-5805-2901

Tel：03-5805-2904

※継続申請期間は問い合わせが集中しますので、メール、Fax でお願ひします